

協会けんぽ大阪支部の平成29年3月分（4月納付分）～の健康保険料率について

大阪支部の健康保険料率は変更となります。

介護保険料率についても変更となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

給与・賞与の

10.07%

平成29年2月分（3月納付分）まで

健康保険料率



給与・賞与の

10.13%

平成29年3月分（4月納付分）から

給与・賞与の

1.58%

平成29年2月分（3月納付分）まで

介護保険料率



給与・賞与の

1.65%

平成29年3月分（4月納付分）から

※保険料額表は2月の納入告知書に同封しています。また、協会けんぽのホームページにも掲載しています。
※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

大阪支部の

健康保険料率変更の背景

協会けんぽでは平成21年9月から都道府県ごとの必要な医療費等に応じて保険料率を設定しております。ただし、保険料率の差が急激に広がらないよう、経過的にその差を圧縮する「激変緩和措置」が取られております。この激変緩和措置は年々段階的に解消する形で変更されていきます。

今年度の全国平均保険料率は10.0%であり、前年度より据え置きとなりましたが、激変緩和率が4.4/10から5.8/10に変更されました。

本来の大阪支部の保険料率は平均保険料率より約0.2%高く、激変緩和措置の効果で低く設定されておりますが、今回の激変緩和率の変更に伴い本来の保険料率に近づいたことが大阪支部の保険料率上昇の大きな要因となっております。

- ★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。
- ★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが、保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

<お問い合わせ先>

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

電話 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪 検索

